

2月28日、3月1日・2日・3日

期間雇用社員

四日間連続

全国一斉電話労働相談報告

雇止めは怒りの声!

ゆうせい非正規労働センター（非正規センター・ゆい）は、郵政ユニオンの協力を得ながら各地の仲間をつなぎ、東京・関東地方、東海地方、近畿地方、四国地方、中国地方（岡山）、中国地方（岡山以外）、九州地方、そして、東日本エリア、西日本エリアをカバーするための東京事務所と関西事務所、合計全国9ヶ所で、郵政期間雇用社員（ゆうメイト）全国一斉電話労働相談を四日間連続実施しました。

当初3日間連続の予定でしたが、朝日新聞で電話相談日を3月3日と掲載し報道していただくというハプニングもあり、結果的に4日間連続電話相談を取り組みました。

★雇止めに関する相談 ----- 19件
・北海道1件・福島1件・山梨1件・東京5件
・愛知1件・大阪1件・兵庫4件・広島4件
・福岡2件

★スキル評価に関する相談 ----- 6件
・福島1件・東京1件・千葉1件・愛知1件
・不明2件

★パワハラ・いじめに関する相談 ---- 2件
・東京1件・山口1件

★職場への不満 ----- 4件
・東京2件・神奈川1件・鹿児島1件

★勤務時間削減・ノルマの強要等
労働条件関係の相談 --- 8件
・宮城1件・東京2件・福岡1件・不明4件

★登用制度への疑問・不満 ----- 6件
・東京1件・愛知1件・三重1件・福岡1件
・長崎1件・不明1件

★その他 ----- 2件
・千葉1件・神奈川1件

47件の相談

2010年電話相談の特徴

○月給制契約社員から

時給制契約社員への雇用区分強制転換

- 転換もあり得るとはなっていたが、現実に転換が実施されたとの報告・相談は今年度が初めて
- 現在のところ、岡山（2人）・広島（1人）からの相談であり、相談としては中国支社に限定（全国で点検必要）
- これは、労働条件の不利益変更とも考えられ、本人同意の問題も含め雇用区分転換反対の取り組み必要
- 基本的に、正社員登用は月給制契約社員からの登用となっており、雇用区分転換は正社員への道を閉ざされることになる

○親からの相談2件（新聞を見て相談）

- ノルマがひどすぎて、給料の多くが「自爆」（自分で購入）でなくなっている。あまりにもひどい。
- 本当に正社員になれるのか。まじめに頑張っているが、親として心配。

NPO法人

ゆうせい非正規労働センター

（非正規センター・ゆい）

兵庫県姫路市西中島208-4-201

079-222-0738 mail@usay-npo.org

http://www.usay-npo.org/

電話相談概要

《雇止め相談》

※相談の多くは具体的理由の説明はなく、「郵便事業の経営が厳しい」「人件費の節減が必要」などを口頭で説明しています。

それ故、まず「理由書」を求めるように回答し、その理由書を踏まえ今後対応。

(特徴的な相談内容)

- スキル評価についてAランクから「A習熟度有り」にスキルアップする決定通知書もらった直後、同じ支店長室で支店長から「雇止めする」との「雇止め通知書」を渡された。
スキルアップの意味も全くない(東京・女性)
- 雇止めを通知されたが、今の郵便局は、仕事も十分教えてくれないのに、ミスをすると厳しく叱責される。また、管理者の好みで職員に対応するなど嫌気がさしたので、自分から辞めると言った。
私は、すぐには生活に困らないから辞めるが、若いゆめイトはかわいそうだ(東京52歳女性)
- 道順組立作業がなくなるのでと5人全員雇止め(山梨)
- 「会社が赤字」「人件費を削らざるを得ない」「10%の人件費を削ることになっている」そのためにあなたには3月末で辞めてもらう(愛知)
- 解雇になるよりは自ら「退職届」を書くようにと言われた(福岡)

(口頭での雇止め理由)

- ・誤配がある
- ・交通事故を起こした
- ・営業ができていない
- ・仕事が遅い(残業が多すぎる)
- ・遅刻がある
- ・当日欠務(病気)がある

等々

※ 雇止め通告を受け、相談してきた期間雇用社員でも4人は、このような会社には残りたくないと言っています。期間雇用社員が希望を持って働き続けることが困難な職場が作られてきています。

《相談における 主なスキルダウン・固定理由》

- ・指示指導ができていない
 - ・営業ができていない
 - ・他の社員の応援ができていない
 - ・自分が担当していない担務を△とされスキルが上がらない
 - ・フィードバックもされていない
- 等々の内容です。

※基本的には苦情相談制度を活用して見直しを求めるように話をしています。

《登用制度に関する不満・疑問》

- ・正社員登用で2回落とされた、理由がわからない
 - ・正社員にはどうすればなれるのか(相談4件)
- ※会社が、登用制度について全く説明していない事実が明らかになっています。

《パワハラ・いじめの相談》

- ・「目つきが悪い」「いつでも辞めさせられる」「むいてないから辞めた方がよい」と言われた
- ・ノルマの強要に対して、配達の仕事として採用されたと言え「辞表を書け」と言われた

《労働条件等に関する相談》

- ・何の訓練もないのにいきなり配達に出された
- ・勤務時間が一方的に減らされた(4件相談)
- ・勤務時間減によって雇用保険に入れなくなった
- ・7年間働いているが1日も年休を取ったことがない。この局では年休がないと言われた

※本人同意が必要な「不利益変更」を同意のないまま押しつけている実態が明らかになっています。

《その他の相談》

- ・子供のこともあるのに超勤を押しつけられる
- ・交通事故の修理代を自分で出せと言われた

等々